

第5回（平成27年度第1回） 磐田市景観審議会 議事録

【日 時】 平成27年10月21日（水） 10:00～12:00

【場 所】 磐田市役所 西庁舎3階 特別会議室

【出席者】 会 長 寺田 伊勢男  
副会長 岡田 一朗  
委 員 山本 寛一 江間 豊壽 村上 浩 栗山 恵  
欠席者 な し

【事務局】 建設部長 都市計画課長 都市計画G主査 同G担当者2名

【会議概要】 1 開 会  
2 あいさつ  
3 議 題  
・磐田市屋外広告物誘導実施計画（案）について  
4 閉 会

## 【会議要旨】

### 磐田市屋外広告物誘導実施計画（案）について

○会 長 磐田市屋外広告物誘導実施計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは屋外広告物誘導実施計画（案）について説明させていただきます。  
まず、計画の名称ですが、昨年の進捗状況の説明の際、「屋外広告物基本計画」とお伝えしていましたが、「屋外広告物誘導実施計画」に変更しています。

屋外広告は景観の一部であり、景観ガイドプランや景観計画が基本計画となります。今回の計画は、景観に配慮した適正な屋外広告物の掲出のための取り組み等を示しているため名称を変更しました。

また、表紙の年月ですが、今後計画策定時の年月に修正しますので、ご了承ください。

2 ページをご覧ください。

1 はじめに

1 屋外広告物誘導実施計画の概要 です。

(1) 計画の目的

本市は静岡県屋外広告物条例に則り許可事務を行っており、平成26年11月に施行された景観計画では屋外広告物に関する行為の制限を定め、景観誘導に取り組んでいます。

現地調査の結果から課題を整理し、本市の美しい街並みづくりのため、屋外広告物の掲出に関する考え方や取り組みを本計画で整理するものです。

(2) 計画の位置づけ

上位計画である、磐田市総合計画、磐田市景観形成ガイドプラン、磐田市景観計画で屋外広告物の規制誘導に関する事項が示されており、景観法や屋外広告物法に則り、本市の誘導実施計画を策定した上で、最終的には磐田市屋外広告物条例を制定するものです。

3 ページをご覧ください。

2 屋外広告物の概要 です。

(1) 屋外広告物の定義

屋外広告物法第2条第1項において定義されている屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外に公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」です。この条文に当てはまるものは、営利非営利に関係なく屋外広告物に該当します。条文中の「一定の期間継続」「屋外に表示」「公衆に表示」「その他の工作物等」についての説明、屋外広告物に該当しないものを分かりやすく記載しています。

4 ページをご覧ください。

(2) 屋外広告物の分類

① 屋外広告物の区分

屋外広告は、「自家広告物、案内広告物、管理広告物、一般広告物」の4つ

に分類しています。

自家広告物は店舗の敷地内に設置する店舗の看板などのことです。

案内広告物は道路沿いなどに設置し目的地を案内する看板のことです。

管理広告物は管理の必要があつて設置する看板のことです。

一般広告物はこの3つの広告物に該当しない看板のことです。

## ② 屋外広告物の種類

屋外広告物の種類は、「野立広告物、屋上広告物、壁面突出広告物、壁面広告物、塀広告物、アーケード広告物、電柱・街灯柱等広告物、消火栓標識柱広告物、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、のぼり」の14種類になります。5ページのイラストで広告物の種類を紹介しています。よく見かけるものとしては、野立広告物の広告塔や広告板、屋上広告物、壁面広告物、電柱、街灯柱等広告物などがあります。

6ページをご覧ください。

### (3) 屋外広告物の基準

市内は4つの規制地域に分かれており、広告物の種類ごとに基準が定められています。本市は静岡県屋外広告物条例を適用しているため、静岡県の基準となります。基準や規制地域などは、お手元のパンフレットにも掲載されていますので、適宜ご覧ください。

縦軸は屋外広告物の種類です。規制地域別に高さや、面積を記載しています。表中の(自)は自家広告物のこと、(案)は案内図板のこと、※は後退距離規制適用地域のことです。案内図板とは、8ページの基準が適用される案内広告物のことを指します。後退距離規制適用地域とは、第1種普通規制地域内の特定の地域のことです。

横軸は規制地域です。46・47ページをご覧ください。

47ページの規制図の中で、緑色は第1種特別規制地域です。低層住居や自然環境保全、文化財指定地域です。特に良好な住環境の形成や自然景観、歴史文化景観の保全が望まれる地域です。広告塔や屋上広告の高さの基準について厳しく定められています。

ピンク色は第2種特別規制地域です。鉄道や東名高速道路、国道などの沿道です。広告物が集中する恐れの高い地域です。

2色の水色は第1種普通規制地域です。市街地や主要な道路などの沿線で、広告物を抑制する地域です。濃い水色は用途地域です。薄い水色は主要な道路や鉄道周辺で知事が指定する区域です。この中には、道路沿道から100mに後退距離規制適用地域があります。

オレンジ色は第2種普通規制地域です。用途地域の内、商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域で、活発な商業活動が行われている地域です。街に活気やにぎわいを与えるため、面積の基準について緩和しています。

色が無い部分は無規制地域です。

6ページに戻っていただき、

野立広告物の第1種特別規制地域をご覧ください。(案)で表示されている欄

が案内図板の基準ですが、8ページに基準の概要を記載しています。この地域には一般広告物は掲出できません。

第2種特別規制地域も同様です。表に(案)の表示が必要ですので、第1種と第2種の間を削除して修正します。

野立広告物の第1種普通規制地域をご覧ください。(案)で表示されている欄は後退距離規制適用地域の案内図板の基準です。こちらも8ページに基準の概要を記載しています。後退距離規制適用地域も一般広告物は掲出できません。上の欄は、自家広告物や後退距離規制適用地域以外の一般広告物や案内広告物の基準となります。

アーケード広告物の第1種・第2種特別規制地域をご覧ください。この地域ではアーケード広告物は掲出できません。

無規制地域では屋外広告物の基準はありませんが、この基準を参考に広告物を掲出するよう協力をお願いしています。

規制は、第2種普通規制地域、後退距離規制適用地域以外の第1種普通規制地域、後退距離規制適用地域、第2種特別規制地域、第1種特別規制地域の順で厳しくなっています。

8ページをご覧ください。

これは、案内図板の基準です。県から案内図板の基準が明確に示され、平成25年10月から適用しています。この基準は、特別規制地域と後退距離規制適用地域について適用されます。基準が明確になる前は、小さな矢印を入れることにより、案内図板であると主張する者や、複数の板面を利用して案内図板とする者など、景観を無視した掲出方法を行う者が多かったため、このような基準が取り入れられました。

平成25年10月以前に許可を受けていた案内図板については、3年の経過措置が設けられています。平成28年9月末までに新基準に改修していただくよう案内を行っています。

12ページをご覧ください。

## 2 現状と課題

### 1 現地調査 です。

#### (1) 調査の概要

市内10路線の現状を調査し、県条例の基準と照合し課題等を抽出しました。調査期間はおとし11月から昨年6月まで、路線から目視できる広告物について、位置、規制地域区分、表示内容、種類、区分、規模、地色の色彩について調査しました。調査対象路線は、磐田市都市計画マスタープランの都市軸(国道150号、国道1号線、東海道本線、東名高速道路、天竜浜名湖鉄道)、磐田中心部・南部・北部の都市拠点へつながる路線((県)磐田天竜線、(都)竜洋磐田豊田線、(県)磐田福田線)や総合計画のモデル地区((市)見付本通線)、市内中央を南北に走る主要な路線((都)中央幹線)から100m以内、見付本通線は50m以内の区域です。次ページに調査路線と市内の規制地域を表示しています。

14ページをご覧ください。

## (2) 調査個票

調査した10路線について、現状、評価点・問題点、解決案としてまとめています。地図の緑色とピンク色は特別規制地域、2色の水色、オレンジ色は普通規制地域、色が無い部分は無規制地域となります。評価点・問題点、解決案を中心に説明します。

### ① 東海道本線 です。

東海道本線から100mが特別規制地域、その外側で線路から500m、磐田駅周辺の北側は普通規制地域です。大きな自家広告物の意匠や色彩は落ち着いたものも多く、周辺景観を悪化させるものではありません。商業地の広告は様々な形態、意匠や色彩を使用しており、まちの風景の一部として活気を演出し、商業地らしい雰囲気になっています。この路線は、概ね良好な景観と判断し、制度周知、違反広告物の是正指導の強化を図るとしました。

### ② 天竜浜名湖鉄道 です。

新東名高速道路から500mが特別規制地域、その外側で道路から1000mと飛龍大橋から500m、工業団地が普通規制地域、それ以外は無規制地域です。高彩度色を使用した広告は使用面積が小さいこと、大きな自家広告物は意匠や色彩が落ち着いたことから周辺景観を悪化させるものではありません。農地には屋外広告物の掲出が見られず、田園風景は保たれています。この路線も、概ね良好な景観と判断し、制度周知、違反広告物の是正指導の強化を図るとしました。

### ③ 東名高速道路 です。

道路から500mが特別規制地域、その外側で道路から1000m、用途指定地域が普通規制地域です。工場の広告は落ち着いた意匠や色彩のため周辺景観を阻害するものではありません。商業施設の広告は様々な意匠や色彩を使用していますが、形態が統一されているため、建物全体で商業施設としての統一感を創出しています。この路線も、概ね良好な景観と判断し、制度周知を図るとしました。

### ④ 国道1号 です。

磐田バイパスとの東西の合流地点周辺が特別規制地域、それ以外の道路から500mは普通規制地域です。維持管理がされていない屋外広告物の安全面に問題があります。屋外広告物の形態、色彩などに統一感はありませんが、まちの風景の一部としてにぎわいを演出し、主要な道路沿道らしい雰囲気になっています。農地や空地に点在する屋外広告は、路線全体では数が少なく、掲出数が配慮されています。解決案は、主要交差点部への掲出規制を検討。屋外広告物の適切な維持管理の誘導、違反広告物への是正指導の強化を図るとしました。

### ⑤ 国道150号 です。

道路から500mが普通規制地域です。維持管理がされていない屋外広告物の安全面に問題があります。交差点部の案内広告は、様々な設置方法、形態、

意匠のため、案内効果が低下しています。市街地や農地の自家広告物は、意匠や色彩は派手ですが、まちの風景の一部としてにぎわいを演出し、主要な道路沿道らしい雰囲気になっています。解決案は、主要交差点部への掲出規制を検討。屋外広告物の適切な維持管理の誘導、違反広告物への是正指導の強化を図るとしました。

⑥ (県) 磐田天竜線～(県) 磐田停車場線 です。

磐田駅から北上し、浜松市との市境までを調査しました。無規制地域の交差点部は案内広告物が密集し、様々な設置方法、形態、意匠のため、案内が判別しづらく、案内効果が低下しています。ジュビロード沿いの商店街は、形態、意匠や色彩は様々で、まちの風景の一部として活気を演出し、駅前の商業地らしい雰囲気になっています。解決案は、無規制地域の交差点部への掲出規制を検討。屋外広告物の適切な維持管理の誘導、違反広告物への是正指導の強化を図るとしました。

⑦ (県) 磐田福田線 です。

中央幹線の南から国道150号までを調査しました。無規制地域の交差点部は様々な案内広告物が密集し、案内が判別しづらく、案内効果が低下しています。解決案は、無規制地域の交差点部への掲出規制を検討。屋外広告物の適切な維持管理の誘導、違反広告物への是正指導の強化を図るとしました。

⑧ (都) 竜洋磐田豊田線 です。

旧国道1号南から国道150号バイパスまでを調査しました。市街地の屋外広告は、沿道に街路樹があることで印象が和らぎ、緑と調和した豊田地区らしい雰囲気になっています。解決案は、主要な交差点部への掲出規制を検討。屋外広告物の適切な維持管理の誘導、違反広告物への是正指導の強化を図るとしました。

⑨ (都) 見付本通線 です。

小規模な屋外広告物が多く、背の高いものが少ないため、落ち着いた街並みになっています。歴史的な雰囲気の建築物などが点在していますが、全体的には宿場町の雰囲気は感じられません。野立広告は少なく、無電柱化した景観を阻害していません。解決案は、屋外広告物の適切な維持管理の誘導、歴史的な雰囲気を感じさせる形態意匠の制限や誘導を検討するとしました。

⑩ (都) 中央幹線 です。

東名高速道路北から東海道新幹線南までを調査しました。磐田バイパス以北の交差点部の違反広告は是正指導中です。市街地の自家広告は高彩度色を使用したものや高さのあるものが多く派手で大きな印象ですが、まちの風景の一部として、にぎやかさを演出し、市街地らしい雰囲気になっています。解決案は、主要な交差点部への掲出規制を検討。屋外広告物の適切な維持管理の誘導、違反広告物への是正指導の強化を図るとしました。

24ページをご覧ください。

(3) 許可及び違反の状況

① 屋外広告物許可状況 です。

調査した屋外広告物の許可状況について、現状・問題点・解決案としてまとめました。

下の表は各路線別の許可状況件数です。許可済の広告物は230件、25%、違反や届出違反の広告物は704件、75%となっています。自家広告物は1件とカウントしていますので、屋外広告物件数は調査件数よりも少なくなっています。また、自家広告物は、表示面積の合計で許可不要となる場合があり、許可不要の広告物は932件です。

違反広告物が半数以上を占めている要因としては、制度の周知不足や法令遵守意識の希薄さがあります。また、違反広告物があることにより、法令を遵守している広告主や屋外広告業者が不公平感を抱いています。違反広告物の維持管理について、管理者が分からず、的確な指導をすることが困難な状態です。

制度の周知や是正指導を徹底することにより、広告主や屋外広告業者の意識醸成を図るとしました。

25ページをご覧ください。

#### ② 違反広告物の違反内容 です。

下の表は路線別の違反内容件数です。延べ件数のため、違反広告物の件数より多くなっています。屋外広告物の基準は、この計画の6ページから9ページまで記載しています。具体的な違反例は26ページに記載しています。ここで言う案内広告物とは、特別規制地域と後退距離規制適用地域に掲出している案内図板のことです。後退距離規制適用地域とは、普通規制地域の内、国道1号、国道150号、国道150号バイパスから100mの用途地域以外の部分です。13ページの路線図の薄い水色の部分で各路線から100mまでの部分です。25ページの一覧に戻りまして、案内表示は、案内広告物の中で、表示が基準より小さかったり、表示してはいけない表示があるものです。面積は基準より大きいもの、高さは基準より高いものです。地色は、案内広告物の中で、基準より暗すぎたり、鮮やかすぎるものです。その他は、設置できない場所に表示しているものや建物壁面から飛び出して表示しているもの、案内広告物のイラストや写真の面積が基準より大きいもの、案内広告物の相互間距離が基準未満のものなどです。

許可申請の必要性や許可基準の把握について、制度の周知不足や法令遵守意識の希薄さが影響しています。平成25年10月に定められた特別規制地域、後退距離規制適用地域の野立案内図板の基準に適合する屋外広告物への改修が進んでいません。また、面積や高さ違反の広告物は、安全性が確認できず問題があります。

制度周知により広告主や屋外広告業者の制度理解の徹底を図る。違反広告物の除却や改修について、広告主や屋外広告業者へ対応を要請するとしました。

26ページをご覧ください。

#### ④ 違反広告物の処理状況 です。

下の表は是正指導内容件数です。平成24年12月に景観行政団体になったことにより、24年度以降、違反広告物の是正指導を強化しています。是正指

導の方法は、通報や現地調査により違反広告物を発見した場合、磐田市違反広告物等是正事務処理要領により、是正通知を送付し是正指導を開始します。是正方法は、除却、改修、許可申請となり、許可申請書又は是正完了届の受理で是正完了となります。3年間の是正指導の結果、是正指導対象は289件、是正完了は許可申請書及び是正完了届受理の合計の88件、約3割の違反が是正されました。是正が完了していないものや是正計画書等が未提出のものは継続して指導を行っています。参考までに、現在の是正完了数は102件です。27年度の是正指導数は24件、内2件は是正が完了しています。

27ページをご覧ください。

#### (4) まとめ

##### ①課題のまとめ です。

現地調査により、市内全域における屋外広告物の掲出に関する課題をまとめています。

かささぎ大橋に続く浜松袋井線や浜北大橋に続く浜北袋井線と（県）磐田天竜線との交差点など無規制地域の交差点部には、案内広告物や一般広告物が乱立する傾向があります。景観の保全や安全面から規制の検討が求められます。

屋外広告物を掲出するにあたり、基本的な事項を明確にするため、基本方針の検討が求められます。

見付地区のように歴史的な建物等がある地区など地区特有の景観が残る地区や無電柱化された地区には、地区の景観を踏まえた屋外広告物を誘導するような基準の検討が求められます。

行政だけが景観や屋外広告物についての取り組みを行っても、市民が知らないのでは意味がありません。市民の屋外広告物制度への関心を高めるため、制度の周知方法の検討が求められます。

また、広告主や屋外広告業者の法令遵守意識の醸成や申請率の向上を図るため、制度の周知や是正指導の方法などの検討や見直しが求められます。

是正指導は一時的に行うのでは意味がないため、継続して行うことができる、是正指導方法の検討が求められます。

違反広告物は、市への許可がなく構造等が不明で安全面に問題があるため是正指導方法の検討が求められます。

##### ②基本的な考え方と取り組み です。

課題を解決するための基本的な考え方と取り組みを設定し、詳細は次の項目から明記しています。

1. 掲出に関する目標の設定
2. 形態意匠等の基本方針の設定
3. 普及啓発方法の検討
4. 是正指導方法の検討
5. 磐田市屋外広告物条例の制定の検討

30ページをご覧ください。

#### 3 基本的な考え方と取り組み

## 1 掲出に関する目標 です。

ここでは、現地調査、課題整理を行い、上位計画である総合計画や景観形成ガイドプランなどでの屋外広告物のあり方を踏まえ、本市の屋外広告物の掲出に関する目標をまとめています。

### 目標1 景観の保全

本市には農村地帯、山間部、遠州灘などの自然景観、旧見付学校や熊野の長藤などの歴史文化景観、東名高速道路や鉄道など東西をつなぐ路線や市民生活圏を形成する市街地景観が点在しています。景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物について対策をとることにより、景観保全を推進することができると思っています。

### 目標2 良好な屋外広告物の創出

景観を保全するためには、屋外広告物の掲出による景観への影響を考慮した基準等が必要です。現在の基準等は県下一律で定められた基準のため、本市の景観に見合った基準への再検討が必要であり、それにより、良好な屋外広告物が創出できると考えています。

### 目標3 屋外広告物行政の推進

屋外広告物は広告主や屋外広告業者、行政だけが関わっているわけではありません。市民生活圏内の風景は市民共有のものであり、そこに掲出されている屋外広告物は市民にも影響を与えています。そのため、市民とも連携をとり、広告主や屋外広告業者、行政などが一丸となって屋外広告物行政を推進することにより、屋外広告物に対する意識の向上が図れると考えています。

## 3 1 ページをご覧ください。

## 2 形態意匠等の基本方針 です。

ここでは、屋外広告物の形態意匠等の基本方針を設定します。形態意匠等は、今まで指導してきた中で問題となっていた部分や当たり前と思われる部分を明記しています。広告物を掲出する者には多くの考え方があり、自分さえよければという自己中心的な考え方が多くなってきています。この方針には強制力はありませんが、自主規制を促すために設定するものです。このように方針を明確にすることにより、屋外広告業者が広告主へ説明しやすく、市の方針が伝わりやすくなると考えています。

形態は、大きさや高さなどを誘導します。例えば、野立広告物は高さ5m以下、1面30㎡以内なら掲出ができるため、その高さ、大きさいっばいのサイズにすると周辺の景観から広告物だけが浮いてしまったり、圧迫感や威圧感を与えてしまうことがあるため、必要最小限とするように記載しています。

意匠は、表示内容を誘導します。多くの情報を表示しすぎて、分かりにくい広告物になることを防いだり、案内広告物の一般広告物化を防ぐ効果があります。

色彩は、使用する色数や配色を工夫して周辺と調和させることを誘導します。

個数は、空地や交差点部に広告物が乱立している現状は、景観上好ましくないことを記載しています。

支柱は、広告物の脚のことです。屋外広告物法では、この脚も屋外広告物とみなしています。市内には支柱だけが残され、錆びて景観を阻害しているものが多く見受けられます。また、もともとあった広告物にポールを付け足して広告物を追加しているケースもあります。使用していない支柱は除却、シンプルな支柱にすることで景観に配慮できることを記載しています。

維持は、広告物を掲出すれば維持管理が必要であり、常にきれいで安全なものであるよう注意が必要であることを記載しています。

次に、景観別の基準です。

自然景観が特徴的な地域では、自然景観を乱さず、色数を抑え、彩度の低い色を使用した落ち着いた意匠とするよう誘導します。

歴史文化景観が特徴的な地域では、歴史的な建物の高さを超えない高さ、落ち着いた意匠や色彩、使用する素材で、景観に調和させるよう誘導します。

市街地景観が特徴的な地域では、住宅の高さを超えない高さ、住環境に配慮した落ち着いた意匠や色彩とするよう誘導します。

33ページをご覧ください。

### 3 屋外広告物制度の普及啓発 です。

屋外広告物の制度自体を知らない市民等が多いため、屋外広告物に関する情報を市民、広告主や屋外広告業者等に分かりやすく伝えることや、市民等から屋外広告物に関する情報を収集することで、屋外広告物について共通認識を持ち、屋外広告物への意識の高まり、屋外広告業者の法令遵守意識の向上につなげていきます。

#### (1) 情報発信

具体的施策は、屋外広告物制度に関するパンフレットの配布や広報いわたや市ホームページでの情報の発信、市民等に対して見本となる屋外広告物を行政が掲出することとしました。継続的に情報を発信することにより、屋外広告物の情報周知不足による届出違反広告物の掲出は減少すると考えています。

#### (2) 市民等と協働した情報収集

具体的施策は、市民等から情報収集する体制を整え、協働することにより、市民等が屋外広告物や景観について意識できるきっかけになると考えています。情報収集を行政だけでやるには時間がかかりますし、行政と広告主や屋外広告業者間でのやり取りだけになってしまいます。情報収集を継続して行うことにより、屋外広告物を常に目にしている市民の意識が向上し、広告主や屋外広告業者の法令遵守意識の向上にもつながると考えています。

#### (3) 目標指標

目標年度は平成32年度、達成率は申請率80%としています。これは、24ページの許可状況件数を元に、調査路線中の違反広告物の是正件数を違反広告物件数で割って、申請率を算出しました。

34ページをご覧ください。

### 4 違反広告物の是正指導 です。

適正な屋外広告物の掲出のため、市内を定期的に調査し、違反広告物の是正

指導を行うことにより、広告主や屋外広告業者の法令遵守意識の向上を図ります。さらに、継続して指導を行うことにより、違反広告物の掲出を未然に防止できると考えています。また、法令を遵守している広告主や屋外広告業が不公平感を抱いている現在の状態を、解消するためにも重要な施策と考えています。

#### (1) 是正指導区域の設定

具体的施策は、毎年指導区域や路線を定めて、広報いわた等で市民等へ周知した上で、是正指導を実施するとしました。指導区域や路線を定めることにより、統一した指導が効率的に行え、その区域や路線ごとに是正が完了していけば、是正効果がより明確になるのではないかと考えています。

#### (2) 違反広告物の是正

市民等からの情報や行政による定期的な調査により判明した違反広告は、是正指導を引き続き行っていきます。具体的施策としては、屋外広告物制度の周知や是正指導を継続して行うこととし、違反広告物の減少、最終的には違反広告物をなくしたいと考えています。

#### (3) 目標指標

目標年度は平成32年度、達成率は是正率80%としています。こちらも、24ページの許可状況件数を元に、調査路線中の違反広告物の是正件数を違反広告物件数で割って、申請率を算出しました。

35ページをご覧ください。

### 5 磐田市屋外広告物条例制定の検討 です。

現在の市内の状況は、静岡県屋外広告物条例が十分に機能していないため、新たな規制をかけることは、市民等の理解を得られないと判断し、基本的な業務を徹底したところで、改めて、どのような規制にするのかを検討したいと考えています。検討の前には、現地調査を再度実施し現況把握をする必要があると考えています。許可事務や是正指導をしていく中での問題点を規制に反映させた市条例を検討します。ここでは、現地調査の結果を元に規制案を記載していますが、この案で決定するものではありません。

#### (1) 規制地域の設定

具体的施策として、現地調査の結果、交差点部の案内広告物の乱立が見られるため、無規制地域の交差点部に規制をかける案を記載しています。具体的な場所はここでは明記しませんが、かささぎ大橋に続く浜松袋井線や浜北大橋に続く浜北袋井線と（県）磐田天竜線との交差点などのイメージです。無規制地域の信号機のある交差点部の規制は、自動車用停止線から10m以内を規制地域に設定するものです。図はT字の交差点のイメージで、青の点線内が規制地域とするものです。県内で交差点部を規制している自治体はありませんが、ピンポイントで規制するものであれば、隣接市との連続性に影響するものには当たらないと考えています。自動車用停止線からの距離は、全国の事例を参考に、最小限の距離としています。

次に、地区特有の景観が残る地区や無電柱化地域の景観保全のための規制を検討についてですが、自然景観や歴史文化景観を有する地域の景観は、意識的

に保全しなければ失われてしまう恐れがあるため、規制の見直しが必要と考えています。具体的な場所はここでは明記しませんが、自然景観は遠州灘や農地、歴史文化景観は見付地区などのイメージです。県条例が機能した後、屋外広告物が景観に悪影響を及ぼしている場合は、地域の設定が必要と考えています。また、無電柱化地域は、通行空間の確保や都市景観の向上が目的のため、その地域を規制することにより、本来の目的を果たすことができると考えています。

## (2) 掲出基準の設定

県条例の掲出基準を見直し、地域の景観特性等に応じて掲出基準を設定します。具体的施策として、屋外広告物の形態、意匠や色彩の検討、屋外広告物の集積に対応した相互間距離規制の検討としました。

規制案としては、自然景観や歴史文化景観の地域は、屋上広告物や野立広告物の禁止や高さ制限を強化するとしました。これは、海岸線や山並み、農地などの自然景観への屋外広告物の乱立や、見付地区など歴史的な建物等がある歴史文化景観での、歴史的な建物等の高さを超える屋外広告物の掲出を防止するものです。

次に、無規制地域の信号機のある交差点部の広告物の高さや面積、設置方法などを規制する案です。これは、交差点部の案内図板の乱立を防ぎ、案内広告物としての最大限の役割を果たせるようにするものです。

さらに、無電柱化地域には一般広告物の掲出を不可とし、案内図板の基準を設ける案です。これは、快適な通行空間や都市景観の向上のために電柱地中化しているため、屋外広告物によってその目的が阻害されないようにするものです。

次に、屋外広告物の支柱のみの設置に対応した規制の検討です。

屋外広告物法や県条例では、屋外広告物（広告物）及び広告物を掲出する物件（掲出物件）についての規制が記載されています。

特別規制地域や後退距離規制適用地域では、掲出物件のみを掲出することはできません。この地域では、案内図板の掲出しが認められていないため、掲出物件は案内図板ではないためです。ただし、6ヶ月以内に広告物を設置すると誓約書を提出すれば、6ヶ月間は猶予期間となります。

後退距離規制適用地域以外の普通規制地域には、掲出物件のみを残しておくことが可能ですが、引き続き許可申請が必要です。掲出物件のみが残っている場合、維持管理が滞り、退色や錆、破損など、景観や安全面から問題があります。ただ、掲出物件まで除却するのは費用面等を考慮すると、広告主や屋外広告業者に大きな損害が出る可能性も考えられます。その点を考慮し、掲出物件のみの掲出は規制しますが、猶予期間を設け、その期間を経過した場合に除却する案です。これは、特別規制地域や後退距離規制適用地域の案内図板の誓約書の対応を参考にしました。

37ページをご覧ください。

## (3) 許可申請手続きに関する項目の設定 です。

屋外広告物の申請率が向上することにより、適正な屋外広告物行政を推進できるよう見直しを検討するとしました。具体的施策として、許可期間の見直し

や許可申請手数料の見直しを検討します。現在の許可期間は、基本的に2年で、4mを超える堅ろうな広告物については3年です。この期間を一律3年にするなど検討します。

(4) 周辺市の規制地域や掲出基準への配慮 です。

隣接市である浜松市、袋井市は、市条例を制定しており、独自に屋外広告物行政を推進しています。両市は概ね県条例の規制地域や掲出基準を踏襲していますので、連続する本市の規制地域や掲出基準を定める場合は、大きな違いが出ることがないように配慮が必要です。参考までに、県内で市条例を制定している市の状況を記載しています。県東部は富士山景観に配慮した条例制定を行っています。

39ページ以降は参考資料となります。

最後に、この実施計画書は店舗を特定する写真を記載しているため、都市計画課用の書類となります。市民等への周知は、屋外広告物制度や誘導実施計画の目標、基本方針、取り組みについて、分かりやすいパンフレットを作成し、ホームページでの公開や配布を考えています。

屋外広告物誘導実施計画（案）の説明は以上です。よろしくお願ひします。

○会 長 事務局の説明から、県条例が定着した後、市条例を制定するため、誘導計画にしたということですね。当面は誘導していくが法的な規制はないということではよいですか。

○事務局 調査の結果、届出違反が多く平等性が保たれていません。是正を徹底することにより、高さや大きさが変わり、風景が変わってくると思います。その後、市の屋外広告物をどうしていくかを検討することになります。調査の結果では、交差点部に広告物が集中する傾向があります。

○会 長 事例として、鳥之瀬の「洋服の青山」の広告について、どのような広告物にあたるのか教えてください。

○事務局 規制地域は第1種普通規制地域、広告物の種類は自家広告物にあたります。建物の壁面は壁面広告、屋上は屋上広告となり、基準を満たしているため許可している広告物です。

○会 長 色の基準も満たしているのですか。

○事務局 色の基準は案内図板のみに規定されているため、自家広告物については、色の規制はありません。

○会 長 全国的な店舗の広告についての事例を伺いました。皆さんから意見や質問がありましたらお願いします。

○委 員 特別規制地域には一般広告物は出せないということですね。

○事務局 はい、出せません。

○会 長 広告物を掲出するのに建築士に相談や依頼がありますか。

○委 員 工作物の構造についての相談があります。工作物確認の申請は行ったりしますが、実際のデザインや施工、広告物の許可申請は屋外広告業者などが行っています。

○会 長 建築物などは多くの担当者がいるため指導を徹底するのは難しいと思われ

ます。広告物も同様かもしれないと思ひ伺いました。

- 委員 屋外広告業者には協会のようなものはあるのですか。
- 事務局 広告協会はありますが、すべての屋外広告業者が加入しているわけではありません。周知をする場合は、広告協会と未加入の業者へ個別に行う必要があります。
- 事務局 是正指導は広告主から屋外広告業者を割り出していますが、掲出物件のみの場合は、管理者が不明のため土地所有者から探すしかありません。
- 会長 自治会など地元から情報もらいながらですね。職員数は不足していませんか。
- 事務局 年次計画を立てて、区域ごとに指導していきたいと考えています。平成24年度からは是正指導を行っているため、屋外広告業者間では磐田市は屋外広告物の指導が厳しいとされているようです。今後も、指導を徹底していけば効果が期待できると感じています。
- 委員 19ページの壁にある文字は広告物にあたりますか。
- 事務局 青い部分が建物の壁面であれば壁面広告となり、文字の部分の面積が対象となります。
- 委員 建物ではなくこの部分全体が広告物として掲出しているとしたら、判断が変わりますよね。
- 事務局 はい、青い部分を広告として建物壁面に貼り付けている場合は青い部分全体が壁面広告となります。建物の見付面積により、掲出できる面積が変わります。広告物としての認識がなくて掲出している場合もありますので、周知が必要です。
- 委員 広告物は自社のPRが目的であり大きくて目立つものが良いと思いますが、誘導実施計画の形態意匠等の基本方針では最小限にしましょうとなっています。広告主はどうしたらよいのでしょうか。
- 事務局 景観をとるか賑わいをとるか、目的によって変わってくると考えています。場所によって状況が違いますので、それはやむを得ません。景観のために厳しく規制するならば、重点地区を設けて規制することが効果的です。
- 委員 一定期間とはどのくらいですか。また、工事現場の外壁に掲出しているPR広告は広告物にあたるのですか。
- 事務局 一定期間とは、3ページの説明のとおり、「1日のうち数時間でも一定の場所に表示されていること。」です。工事現場の外壁のPR広告は広告物にあたりますが、いずれ撤去されるもののため、法と運用をわきまえて判断しています。安全面や苦情があれば対応している状況です。
- 委員 壁面突出広告の落下についての規制は要綱などで定めることは可能なのですか。違法な広告物にも有効だと思っております。
- 事務局 建築物に付帯するもののため建築基準法に関係し、定めるとするならば建築で定めることになると思います。違法な広告物については、まずは適正な広告物になるよう指導をしていくしかありません。許可している広告物については、更新時に点検報告書・現場写真を提出してもらっています。
- 会長 看板の維持管理について行政によって対応が違います。以前、看板の道路占

用を警察に提出した際、掲出中に天候が悪化し破損等していないかの確認を警察から受けたことがあります。看板が飛んだりすることにより、事故や器物破損が予測されたため警察は厳しかったです。

- 委員 札幌の事故について、京都は3月中に市内の調査を行い8割は問題なしであると判明しているそうです。危険なのは、更新時に広告物点検はしていても、それを支えている建物壁面などの状態を誰がどうやってチェックするのかです。そこをあいまいにすると、いつか広告物は落下します。安全面では、10年以上掲出されているものは腐食が進んでいると考えた方がよいです。市条例を検討する際は、浜松市や袋井市とは特徴が違う部分もあるため、周辺市と横並びにするのは問題です。市として広告に対する考え方を明確にしていけないといけないと思います。広告物の必要性について広告主への啓もうが必要だと思います。実施計画では、規制誘導のこししか書かれていません。大前提としてどうするかがこの計画にはないため、もっと掘り下げた方がよいと思います。市の考え方を周知することにより、そのことが全国で評価されるようになれば広告行政が変わると思います。
- 事務局 方針は、ガイドプランで示されていることを元に動いていきます。この方針が基本計画です。守らなくてはいけない文化財などは、地元で守りたい意思表示があれば、考えていきたいと思っています。
- 委員 この資料はどのように使用するのですか。
- 事務局 この資料をもとに、市民に分かりやすい概略版を作成し、公表していく予定です。当初は条例制定を考えていましたが、調査結果により、是正等の取り組みが最優先と判断し、今後の参考として案を示しています。
- 委員 5年後には、新東名のスマートICができるなど状況は変わっていくと思いますが、市としてどう考えていますか。
- 事務局 調査した10路線は主要幹線道路のため、市内全域になれば違反率はもっと上がると思っています。是正指導の目安としては、調査路線の違反広告物を是正することにより是正率を把握していきます。80%になった時に、再度調査をする予定となります。
- 委員 東名の出口の広告はどうですか。
- 事務局 ひどいです。23ページの違反広告物は是正指導中です。
- 委員 市民からの情報収集の具体策は何ですか。
- 事務局 基本的には行政パトロールですが、市民からは通報を考えています。現在の通報は業者同士のものがほとんどですが、制度を周知することにより市民からの通報も増加すると考えています。
- 会長 この誘導実施計画により、県条例が機能する状態に持っていくこと。そこから始めないと次に進めないということですね。
- 事務局 現在は県条例が機能していない状態のため、本市は規制を徹底することを明確に示すことが必要です。
- 委員 県東部は景観意識が高いので、本市はこうであると決めていく姿勢がないと都市景観を進めているとは言えません。最終的には、市独自の規制ができると

- よいと思っています。5年後、違反広告が是正されていることが楽しみです。
- 事務局 権限移譲から時間が経過しているため、独自性がなければ市独自条例制定の意味はないと考えていますので、市独自の規制については今後も検討していきたいと思っています。
- 会 長 質問も出尽くしたようですので、審議会の意見をまとめたいと思います。  
屋外広告物誘導実施計画につきましては、原案のとおり承認するという  
ことで、皆様、いかがでしょうか。  
(各委員より異議なしの声あり)
- 会 長 それでは、審議結果につきましては、「原案のとおり承認」として、市長へ  
答申させていただきますので、よろしくお願ひします。